

# 那賀川水系河川整備計画【素案】の概要

## 1. 河川整備の基本理念

【素案 p67 参照】

安全で安心できる那賀川水系の未来が拓ける川づくり

洪水や濁水に対して心配のない川づくり  
河川環境に配慮し、環境に恵まれた川づくり  
砂レキが復活し、清流が流れる川づくり  
産業が栄える川づくり

相互理解が図られた地域住民による流域づくり

## 2. 河川整備計画の対象区間と対象期間

【素案 p68 参照】

本整備計画は、那賀川水系の全区間（国管理区間・県管理区間）を対象に定めるもので、那賀川水系河川整備基本方針に基づき、那賀川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

### 3 . 河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

#### 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

##### ( 1 ) 那賀川【国管理区間】

洪水を安全に流下させるための対応

【素案 p76 参照】

= 目 標 =

- 1)戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、無堤地区の築堤、掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 ( m3/s )	既設ダムによる 洪水調節流量 ( m3/s )	河道整備流量 ( 河道の整備で 対応する流量 ) ( m3/s )
那賀川	古庄	9,000	500	8,500

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p91-98 参照】

- 1)国管理区間の無堤地区について、堤防の整備を実施する。  
持井箇所、深瀬箇所（事業中）、加茂箇所  
延長：L = 約 1 . 8 k m
- 2)流下断面が不足する区間の河道内樹木の伐採、河道の掘削を実施する。  
樹木伐採：L = 約 1 . 2 k m、  
河道の掘削：L=約 1 . 4 k m
- 3)長安口ダムについては、治水容量の増強、長安口ダムの洪水時の放流設備の増強のため、洪水吐き（オリフィスゲート）の新設等を実施する。また、下流の整備状況に対応してダム操作ルールを適宜見直す。  
長安口ダムは徳島県から国土交通省に移管予定

局所洗掘への対応

【素案 p76 参照】

= 目 標 =

- 1)堤防整備済区間において、交互砂州の影響等により堤脚部の局所洗掘が懸念される区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施し、破堤等重大被害を未然に防ぐ。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p99 参照】

- 1)局所洗掘対策として、局所洗掘に対する安全性照査の検討を行った上で、対策が必要と判断された箇所について、必要な対策を実施する。

## 堤防漏水への対応

【素案 p76 参照】

### = 目 標 =

- 1) 堤防整備済区間において、河川水等の浸透に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施し、破堤等重大被害を未然に防ぐ。

### = 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p100-101 参照】

- 1) 堤防漏水対策として、漏水に対する安全性を点検した結果に基づいて、堤防漏水の発生状況を注視したうえで、対策が必要な箇所については対策を実施する。  
8箇所 約 5.9km

## 内水氾濫への対応

【素案 p77 参照】

### = 目標 =

- 1) 内水氾濫の対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、ハザードマップの公表等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。
- 2) 既設排水機場等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

### = 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p102-103 参照】

- 1) 内水被害の軽減に向けて内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、必要に応じて対策を実施する。  
熊谷川排水機場（5m<sup>3</sup>/s 新設、事業中）
- 2) 地元自治体と連携したソフト対策を積極的に推進し、内水被害の軽減を図る。
- 3) 円滑かつ迅速に内水を排除するため、排水ポンプ車を配備する。
- 4) 既設排水機場については老朽化・機能低下の状況を検討し、必要に応じて更新・改築等を実施する。

## 大規模地震・津波等への対応

【素案 p77 参照】

### = 目標 =

- 1) 東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理樋門等の河川管理施設について、必要な対策を実施する。

### = 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p104 参照】

- 1) 地震対策として、東南海・南海地震直後に来襲する津波による浸水被害発生が懸念される河口部の水門・樋門に対して、耐震補強等を実施する。また、高潮堤防により津波による被害を防止できるところは、必要に応じて対策を実施する。
- 2) 対策完了以前の地震発生を想定し、自治体と連携してソフト対策を実施する。

= 目 標 =

- 1)市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、整備途上段階に施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合でも被害を軽減する。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p104-107 参照】

- 1)河川防災ステーション・水防拠点等の整備
  - ・災害時における水防活動や応急復旧の拠点整備を実施する。
- 2)排水ポンプ車等の作業場の整備
  - ・現地状況・内水被害実績等を考慮しつつ、必要に応じて整備する。
- 3)側帯の整備
  - ・一連区間の堤防状況を考慮しつつ、緊急用の土砂等を備蓄するための側帯整備に努める。
- 4)光ファイバー網等の整備
  - ・洪水等の被害を最小限に抑えることを目的に、河川情報を収集するため、観測設備、河川管理カメラ、光ファイバー網等を整備する。
- 5)那賀川防災プロジェクト
  - ・地元自治体等と災害情報の迅速かつ正確な双方向の伝達体制を確立し、人的被害の軽減を図る。

(2) 桑野川【国管理区間】

洪水を安全に流下させるための対応

【素案 p78 参照】

= 目 標 =

- 1) 戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成11年6月洪水(梅雨前線)と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、無堤地区の築堤、掘削の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
派川那賀川 及び桑野川	大原	950	-	950

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p108-112 参照】

- 1) 国管理区間の無堤地区について、堤防の整備を実施する。  
宝田箇所、本庄箇所、大原箇所：桑野川床上浸水対策特別緊急事業(事業中)  
延長：L=3.2 km  
会下箇所、石合箇所  
延長：L=0.8 km
- 2) 資産等の消失を最小限にとどめる整備として、輪中堤・嵩上げ等を実施する。  
オワタ箇所  
延長：L=0.2 km
- 3) 流下断面が不足する区間については河道の掘削を実施する。  
延長：L=1.4 km

堤防漏水・侵食への対応

【素案 p78 参照】

= 目 標 =

- 1) 堤防整備済区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施し、破堤等重大災害を未然に防ぐ。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p113 参照】

- 1) 堤防漏水・侵食対策に対する安全性照査の検討を行った上で、対策の必要な箇所については、必要な対策を実施する。

## 内水氾濫への対応

【素案 p78 参照】

### = 目 標 =

- 1) 内水氾濫の対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、ハザードマップの公表等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。
- 2) 既設排水機場等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

### = 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p113-114 参照】

- 1) 内水被害の軽減に向けて内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、必要に応じて対策を実施する。  
川原排水機場（5m<sup>3</sup>/s 新設、事業中）  
大津田排水機場（10m<sup>3</sup>/s 新設、事業中）
- 2) 地元自治体と連携したソフト対策を積極的に推進し、内水被害の軽減を図る。
- 3) 円滑かつ迅速に内水を排除するため、排水ポンプ車を配備する。
- 4) 既設排水機場については老朽化・機能低下の状況を検討し、必要に応じて更新・改築等を実施する。

## 大規模地震・津波等への対応

【素案 p78 参照】

### = 目 標 =

- 1) 東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理樋門等の河川管理施設について、必要な対策を実施する。

### = 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p115 参照】

- 1) 地震対策として、東南海・南海地震直後に来襲する津波による浸水被害発生が懸念される河口部の水門・樋門に対して、耐震補強等を実施する。また、高潮堤防により津波による被害を防止できるところは、必要に応じて対策を実施する。
- 2) 対策完了以前の地震発生を想定し、自治体と連携してソフト対策を実施する。

## 危機管理への対応

【素案 p78 参照】

### = 目 標 =

- 1) 市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、整備途上段階に施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合でも被害を軽減する。

### = 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p115 参照】

- 1) 河川防災ステーション・水防拠点等の整備  
・災害時における水防活動や応急復旧の拠点整備を実施する。
- 2) 排水ポンプ車等の作業場の整備  
・現地状況・内水被害実績等を考慮しつつ、必要に応じて整備する。
- 3) 側帯の整備  
・一連区間の堤防状況を考慮しつつ、緊急用の土砂等を備蓄するための側帯整備に努める。

#### 4)光ファイバー網等の整備

- ・洪水等の被害を最小限に抑えることを目的に、河川情報を収集するため、観測設備、河川管理カメラ、光ファイバー網等を整備する。

#### 5)那賀川防災プロジェクト

- ・地元自治体等と災害情報の迅速かつ正確な双方向の伝達体制を確立し、人的被害の軽減を図る。

### (3) 那賀川【徳島県管理区間】

那賀川

【素案 p80 参照】

= 目 標 =

- 1)和食地区、十八女地区、水井地区、土佐地区において、国管理区間と同様に、昭和25年9月洪水(ジェーン台風)と同規模の洪水からの浸水被害を軽減することを目標とし、基準地点和食における河道整備流量を8,200 m<sup>3</sup>/sとする。
- 2)出原地区において、概ね10年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。出原地点の目標流量は2,100m<sup>3</sup>/sとする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p116-119 参照】

- 1)和食地区においては、土地利用計画について調整を図りつつ、浸水防止施設等の整備を実施する。
- 2)十八女地区、水井地区、土佐地区の狭隘地区において、輪中堤、嵩上げ等を行う。
- 3)出原地区において、堤防の整備及び河床整正を行う。

宮ヶ谷川

【素案 p81 参照】

= 目 標 =

- 1)概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。那賀川合流点の目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p120-121 参照】

- 1)堤防の整備、河道の掘削等を実施する。  
延長：L=310 m

(4) 桑野川【徳島県管理区間】

桑野川

【素案 p82 参照】

= 目 標 =

- 1) 概ね 50 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。大原(県)地点における目標流量は 900 m<sup>3</sup>/s とする。
- 2) 堤防整備済区間においては、浸透・侵食に対して安全性が低い区間について、堤防補強等を実施し、破堤等重大災害を未然に防ぐ。
- 3) 内水氾濫への対応として、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な対策を行う。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p122-123 参照】

- 1) 堤防の整備、河道の掘削等を実施する。また、洪水の流下の妨げとなっている橋梁、堰の改築を実施する。
- 2) 堤防の漏水、侵食対策については、状況を注視しつつ、必要な対策を実施する。  
延長：L=11,050 m

岡川

【素案 p83 参照】

= 目 標 =

- 1) 概ね 30 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。文化橋地点の目標流量は 150 m<sup>3</sup>/s とする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p124-125 参照】

- 1) 堤防の整備、河道の掘削等を実施する。また、洪水の流下の妨げとなっている橋梁の改築を実施する。  
延長：L=3,400 m

畑田川

【素案 p83 参照】

= 目 標 =

- 1) 概ね 30 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。岡川合流点の目標流量は 80 m<sup>3</sup>/s とする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p126--127 参照】

- 1) 堤防の整備、河道の掘削等を実施する。また、洪水の流下の妨げとなっている橋梁の改築を実施する。  
延長：L=1,800 m



大津田川

【素案 p84 参照】

= 目 標 =

- 1) 概ね 5 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。大津田川樋門における目標流量は 50 m<sup>3</sup>/s とする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p128-129 参照】

- 1) 河道の掘削、護岸整備等を実施する。また、洪水の流下の妨げとなっている橋梁の改築を実施する。

延長：L=1,450 m

廿枝川

【素案 p84 参照】

= 目 標 =

- 1) 概ね 30 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。桑野川合流点の目標流量は 50 m<sup>3</sup>/s とする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p130-131 参照】

- 1) 河道の掘削、護岸整備等を実施する。また、洪水の流下の妨げとなっている橋梁の改築を実施する。

延長：L=730 m

南川

【素案 p85 参照】

= 目 標 =

- 1) 概ね 30 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、外水氾濫による浸水被害を防止する。桑野川合流点の目標流量は 120 m<sup>3</sup>/s とする。

= 事業項目・実施箇所等 =

【素案 p132-133 参照】

- 1) 河道の掘削、護岸整備等を実施する。また、洪水の流下の妨げとなっている橋梁の改築を実施する。

延長：L=1,150 m

## 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

【素案 p87 参照】

= 目 標 =

### (1) 流水の正常な機能の維持

基準地点和食において、かんがい期最大 32m<sup>3</sup>/s、非かんがい期最大 14m<sup>3</sup>/s を確保する。

### (2) 河川水の適正な利用

利水安全度を現況約 1/3 ~ 1/4 から約 1/7 に向上させる。

### (3) 水質の保全

長安口ダム放流水の濁水長期化については、発電放流口からのみ放流している平常時において、放流水の水質を改善し、濁りの水質指標である浮遊性物質 (SS) の環境基準 (25mg/l 以下) を守れない日数を 1/2 程度に低減させる。

= 事業項目・実施箇所等 =

### (1) ダムによる水量の確保

【素案 p134 参照】

長安口ダム (国土交通省へ移管予定)

- ・低水放流管を改造することにより、底水容量を利用するとともに、発電容量を不特定容量に変更する。
- ・日野谷発電所は流水の正常な機能を維持するため下流へ流す水量を利用した従属発電とする。
- ・今後の堆砂量を抑えるため、主として長安口ダム貯水池上流において土砂の除去を行う。

川口ダム (徳島県)

- ・底水容量の一部をもとに、新たに不特定 (利水) 容量を設ける。

### (2) 水質保全対策

【素案 p135 参照】

- ・長安口ダムの発電取水口に選択取水設備を設置し、ダム貯水池内の澄んだ水を日野谷発電所の取水口を使って下流へ放流することにより、浮遊性物質 (SS) の環境基準値 (25mg/l 以下) を守れない日数を 1 / 2 程度に低減させる。

## 河川環境の整備と保全

【素案 p88 参照】

### (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

= 目 標 =

河床状況の変化が魚類等の生息・生育状況に及ぼす影響を把握するとともに、清流と砂レキの復活を目指す。

平瀬の再生と清流の復活を目指す。

堰等の設置・管理においては、魚類等の移動の連続性が確保出来るように配慮することで、豊かな生態系の保全に努める。

= 事業項目・実施箇所等 =

#### 1) 那賀川上流域・中流域（川口ダム上流～国管理区間上流端） 【素案 p136 参照】

- ・砂レキをダム下流の河道内に運搬し、洪水時に下流に供給されることで、動植物の生息生育環境の改善に資する。砂レキ供給実施後の河川環境等への影響を把握するため、必要に応じて河道の平面横断形状や動植物の生息・生育状況のモニタリング調査を実施し、砂レキの質や量を検討する。
- ・濁水長期化低減のため、長安口ダムに選択取水設備を設置する。

#### 2) 那賀川下流域（国管理区間上流端～潮止め堰） 【素案 p137 参照】

- ・砂州の固定化、平瀬の減少の原因と考えられている砂州上の樹木について伐採を実施する。伐採後はモニタリングを実施し、以後の伐採計画に資する。
- ・濁水長期化低減のため、長安口ダムに選択取水設備を設置する。

#### 3) 河川工事の実施における配慮等 【素案 p137-139 参照】

河床掘削（瀬と淵の保全）

- ・瀬と淵の保全等、濁水の発生を抑えるため、砂州を掘削する際は平水位以上とする。
- ・掘削箇所については、必要に応じて特定種や動植物の重要な生息・生育環境に配慮し、ミチゲーションを実施する。
- ・砂州掘削を実施後は、治水上の効果、砂州の形態変化や動植物への影響を確認するため、必要に応じて河道の平面横断形状や動植物の生息・生育状況のモニタリング調査を実施する。
- ・掘削した法面に護岸が必要な場合は、水生生物の生息・生育環境に配慮し、魚類や底生動物の生息・生育場所となるような環境を形成する。

局所洗掘対策（水際環境の再生・創出）

- ・水生生物の生息・生育環境に配慮した環境を形成できるようにする。
- ・護岸の整備には、自然石や流域で生産される間伐材など自然素材を積極的に活用した多自然川づくりを基本とし、水際が多様なエコトーンを形成できるよう検討する。

魚がのぼりやすい川づくり

- ・那賀川に生息・生育する魚介類の生態を考慮した魚道を設置するとともに、堰の構造や操作、工事の施工方法についても動植物の生息・生育に配慮したものとなるよう努める。
- ・既設堰については、床止め等の機能を検討し、魚類等の行き来に支障とならないような構造とする。

( 2 ) 河川景観の維持・形成

【素案 p89 参照】

= 目 標 =

濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。

= 事業項目・実施箇所等 =

- 1) 那賀川中流域(川口ダム下流～国管理区間上流端) 【素案 p140 参照】
  - ・長安口ダムに選択取水設備を設置し、濁水の長期化を低減する。
- 2) 那賀川下流域(国管理区間上流端～潮止め堰) 【素案 p140 参照】
  - ・砂州上の樹木を伐採し、交互砂州によるレキ河原の景観を再生する。
  - ・澇筋の深掘れを解消し、平瀬を再生することで、水面幅を大きくし、雄大な河川景観を再生する。
- 3) 河川工事の実施における配慮等 【素案 p140 参照】
  - ・低水護岸はできる限り自然石や流域で生産される間伐材など自然素材を積極的に活用する。
  - ・高水護岸についてもできる限りコンクリートブロックを見せないように覆土を施し、植生を繁茂させる。

( 3 ) 河川空間の利用

【素案 p90 参照】

= 目 標 =

住民が主体となって利用される川づくりを目指す。

= 事業項目・実施箇所等 =

- 1) 那賀川下流域・汽水域(国管理区間上流端～河口) 【素案 p141 参照】
  - ・既存の高水敷をより積極的に活用するよう自治体や地元住民等と一体となって河川整備を行う。
- 2) 桑野川 【素案 p141 参照】
  - ・地域と一体となった河川整備による水辺ネットワークの構築を図る。

## 4 . 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

【素案 p142-146 参照】

### (1)洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

#### 河川の維持管理

##### 1) 河川の維持管理

- ・河川巡視や航空写真撮影、縦横断測量等により、土砂の移動や河床低下、樹木の繁茂等の河道状況について、定期的にモニタリングを実施する。
- ・必要に応じて関係機関と連携を図りながら河道堆積土砂撤去、河道整正及び樹木伐採、水衝部付近の局所洗掘等が見られる箇所については、必要に応じ護岸、根固等の修繕を実施する。

##### 2) 河道内樹木群の維持管理

- ・局所洗掘を助長している場合及び護岸等の点検に障害を与えている場合は樹木の伐採を実施する。
- ・伐採の効果や影響を確認するためにモニタリング調査を実施する。

##### 3) 堤防・護岸の維持管理

- ・平常時、洪水時、洪水後それぞれにおいて、河川巡視による点検の実施や必要に応じた適切な補修を実施する。

##### 4) 施設の維持管理

- ・平常時の河川巡視による点検の実施や施設の損傷、劣化等の変状が確認された場合は、迅速かつ効果的な補修を実施する。
- ・遠隔操作、ゲートの自動化等を行い、確実な施設操作に努める。
- ・地震発生後に適切な操作が行えるよう関係機関と十分な調整を実施する。

##### 5) 許認可事務

- ・河川区域等における土地の占用、工作物の新築等、適正な許認可事務を実施する。
- ・管理の強化並びに関係機関との連携による不法占用及び不法行為の是正防止に向けた対応に努める。

##### 6) 河川美化

- ・河川愛護モニターの積極的な活用や地域住民及び関係機関との連携・協働により、地域と一体となった河川美化に努める。

#### ダム の 維持管理

【素案 p147-148 参照】

- ・流木処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム（貯水池）機能の確保を図る。
- ・堆砂量を抑えるため主として長安口ダム貯水池上流において土砂の除去を行う。
- ・長安口ダムでは適正な管理を行うためにダム管理カメラ、光ファイバー網等を整備する。

## 危機管理体制の整備

【素案 p149-152 参照】

### 1) 河川情報の収集・提供

- ・ 緊急時の迅速かつ的確な情報収集と情報提供に努める。

### 2) 地震及び洪水の対応

- ・ 不測の事態が発生した場合は、応急復旧等緊急的な対応や保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、被害の防止・軽減に努める。

### 3) 洪水ハザードマップ整備の促進

- ・ 関係自治体が作成・公表するハザードマップに対して、技術的支援・協力体制の強化を図る。
- ・ 洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みに対する支援・協力を行う。

### 4) 水防団等との連携

- ・ 連絡体制・重要水防箇所等の確認、水防活動を的確に行うための情報共有に努める。
- ・ 水防技術講習会の実施などによる水防体制の充実を図る。

### 5) 水害防止体制の構築

- ・ 地域住民、水防団、自治体等と情報を共有する体制の確立に努める。

### 6) 水質事故への対応

- ・ 迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。
- ・ 定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材を補充する。

### 7) 緊急復旧資材の確保

- ・ 不測の事態への緊急的対応に備え、機材や土砂等確保に努める。

## 災害復旧

【素案 p152 参照】

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は速やかに災害復旧を行う。

## (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

【素案 p153 参照】

### 適切な流水管理

- ・ 河川管理施設の適正な管理を行う。

### 渇水への対応

- ・ 「那賀川渇水調整協議会」等を通じ、情報を共有し迅速な対応に努める。

### 水質の保全

- ・ 定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、現況水質の維持に努める。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

【素案 p153-156 参照】

河川環境の保全・維持管理

- ・ 動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- ・ 継続的なモニタリングを行い、河川環境の変化の把握に努める。

河川空間の適正な利用

- ・ 緑地、運動公園等として利用され、地域住民のスポーツ、憩いの場等となっている河川空間の機能が引き続き確保されるよう関係自治体等と連携を図るとともに適正な河川管理に努める。

地域と一体となった河川管理

1) 地域住民と協力した河川管理

- ・ 地域住民と協力して河川管理を推進するため、河川に関する情報を発信し、住民参加型の河川管理の構築に努める。

2) 川に親しむ取り組み

- ・ 地域住民の那賀川に対する関心を高める様々な活動を行う。